

ID: 327

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和63年条例第29号
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 収容台数を超える使用の申請があつたとき。 (2) 芦屋市内に住所又は勤務先を有しないとき。 (3) 自転車等の形体が駐車場への駐車になじまないものであるとき。 (4) その他市長が駐車を不適當と認めるとき。 (管理の代行等) 第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 駐車場の使用の許可に関する業務 (2) 駐車場の運営に関する業務 (3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務 3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日

備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日